

岡山県医師会定款

(令和2年1月25日施行)

岡山県医師会定款

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
- 第 2 章 会員（第 5 条－第 13 条）
- 第 3 章 代議員及び予備代議員（第 14 条－第 18 条）
- 第 4 章 代議員会（第 19 条－第 27 条）
- 第 5 章 役員等（第 28 条－第 40 条）
- 第 6 章 理事会（第 41 条－第 44 条）
- 第 7 章 社会保障部（第 45 条－第 48 条）
- 第 8 章 福祉部（第 49 条－第 52 条）
- 第 9 章 裁定委員会（第 53 条－第 59 条）
- 第 10 章 委員会（第 60 条）
- 第 11 章 団体契約及び意見表明（第 61 条・第 62 条）
- 第 12 章 資産及び会計（第 63 条－第 70 条）
- 第 13 章 事務局（第 71 条）
- 第 14 章 雑則（第 72 条－第 76 条）

附則

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、公益社団法人岡山県医師会と称する。

（事務所）

第 2 条 本会は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

（目的）

第 3 条 本会は、日本医師会並びに岡山県内の郡市地区医師会及び大学医師会（以下「郡市等医師会」という。）との連携のもと、医道の高揚、医学及び医療の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

（事業）

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事項
- (2) 医学の振興及び医学教育の向上に関する事項
- (3) 医師の生涯研修に関する事項
- (4) 社会保障等に関する事項
- (5) 地域医療・保健・福祉の充実推進発展に関する事項
- (6) 公衆衛生及び環境衛生の指導啓発に関する事項
- (7) 学校保健に関する事項
- (8) 産業保健に関する事項
- (9) 医事法制に関する事項
- (10) 医療施設の整備に関する事項
- (11) 医業経営の安定、会員の福祉向上による地域住民の健康及び福祉の増進に関する事項
- (12) 医師会相互の連絡調整に関する事項
- (13) 医療関係者の斡旋に関する事項
- (14) 上記各号に掲げる事業を行うための施設の運営管理事業
- (15) その他本会の目的を達成するため必要な事項

2 前項の事業は、岡山県において行うものとする。

第2章 会員

(組織)

第 5 条 本会は、医師をもって組織する。

(会員の資格及びその喪失)

第 6 条 本会会員は、本会の目的及び事業に賛同した郡市等医師会の会員たるものとする。

2 本会会員が所属の郡市等医師会の会員の資格を失ったときは、同時に、本会会員の資格を失うものとする。

3 前項の他、会員は次に掲げる事由によって会員の資格を失う。

(1) 第13条第1項（会員の制裁）の規定による除名

(2) 退会又は死亡

(入会、退会及び異動)

第 7 条 本会に入会しようとする者は、所属の郡市等医師会を経て、本会に所定の届出をしなければならない。

2 会員で退会しようとする者は、所属の郡市等医師会を経て本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。

4 本会を除名された者で再入会しようとする者については、裁定委員会の審議裁定を経て会長が再入会を承認することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、会長は、第13条第1項（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条項に基づく処分を行うことができる。日本医師会又は郡市等医師会において同条項に準ずる手続の審議にかかっている会員についても同様とする。この場合、当該会員は、上記審査に関する限りにおいて会員たる地位を失わない。

(会員の本務)

第 8 条 会員は、医の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(会費及び負担金)

第 9 条 会員は、本会所定の会費及び負担金を本会に納入しなければならない。

2 会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、代議員会で定める。ただし、特別の事情がある者については、代議員会の決議を経て、その額を減免することができる。

3 退会者又は資格を失った者が既に支払った会費又は負担金は、これを返還しない。

(会員の権利)

第 10 条 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員たる会員と同様に本会に対し行使することができる。

(1) 同法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 同法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）

(3) 同法第57条第4項の権利（代議員会の議事録の閲覧等）

(4) 同法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）

(5) 同法第51条第4項及び同法第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(6) 同法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 同法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 同法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(研究又は調査の報告及び発表、意見の具申)

第 11 条 会員は、本会の目的又は事業に関する研究又は調査を行い、その結果を本会へ報告し、発表することができるとともに、本会の事業に関して意見を述べることができる。

2 前項の報告及び発表に関し必要な事項は、別に定める。

(表彰)

第 12 条 本会は、本会に功労があった者に対し、別に定めるところにより、理事会の決議を経て表彰することができる。

(会員の制裁)

第 13 条 会長は、会員について次の各号の 1 に該当する、又はその他正当な事由があると認めるときは、裁定委員会の審議裁定を経て、戒告、権利の一部停止又は除名の処分をすることができる。

(1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を著しく毀損した者

(2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱した者

2 前項の規定により戒告、権利の一部停止又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を所属の都市等医師会及び日本医師会に通知しなければならない。

3 会長は、第 1 項に規定する処分を解除しようとするときは、裁定委員会の決議を経なければならない。

4 第 1 項の規定にかかわらず、代議員たる会員の除名については、第 17 条第 2 項をもって行う。

第 3 章 代議員及び予備代議員

(代議員の員数その他)

第 14 条 本会に、代議員を置く。その員数は、都市等の各医師会に代議員 2 人とする。ただし、会員 51 人以上を有する医師会は、50 人又はその端数ごとに代議員 1 人を加える。

2 前項の代議員を法人法上の社員とする。

3 代議員は、本会の役員及び裁定委員を兼ねることができない。

(代議員の任期)

第 15 条 代議員の任期は、選出後最初に到来する 4 月 1 日より 2 年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（同法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて社員たる地位を失わない（当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。）。

3 代議員の任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、代議員は、引き続きその職務を行わなければならない。

(代議員の選出)

第 16 条 代議員は、別に定めるところにより、都市等医師会において選出する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

2 前項の選出において、会員は等しく選挙権及び被選挙権を有する。

3 代議員に欠員を生じたときは、当該都市等医師会は、すみやかに後任の代議員の選出を行うものとする。

4 後任として選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 都市等医師会会員のうち、本会の会員でない者は、本会代議員選出についての議決権を有しない。

(代議員の資格の喪失)

第 17 条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。

2 代議員会は、正当な事由があると認められる場合には、総代議員の 3 分の 2 以上の多数による決議により、代議員の資格を喪失させることができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の 1 週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前各項のほか、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。

(1) 第 6 条第 2 項又は同条第 3 項第 2 号の規定による会員資格の喪失

(2) すべての代議員の同意

(予備代議員)

第 18 条 代議員に事故あるとき等に備えて、予備代議員を置く。その員数は、第 14 条第 1 項に定める代議員数と同数以上 2 倍以内とし別に定める。

2 代議員は、予備代議員を代理人として議決権を代理行使させることができるものとする。ただし、この場合は、代議員会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。また、代理人となった予備代議員は、1 名につき 1 個までしか、代理を受任することはできないものとする。

- 3 第14条第3項（代議員の員数その他）、第15条第1項及び第3項（代議員の任期）、第16条（代議員の選出）並びに第17条（代議員の資格の喪失）の規定は、予備代議員について、準用する。

第4章 代議員会

（代議員会）

第 19 条 代議員会は、代議員をもって組織し、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 代議員会を法人法上の社員総会とする。

（定例代議員会及び臨時代議員会）

第 20 条 代議員会は、定例代議員会及び臨時代議員会の2種とする。

- 2 定例代議員会は、毎年1回招集しなければならない。

- 3 臨時代議員会は、必要がある場合に、理事会の決議を経て会長が招集する。ただし、5分の1以上の代議員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時代議員会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内の日を臨時代議員会の日とする臨時代議員会の招集の通知を発しなければならない。

- 4 代議員会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による開催通知を、開催日の1週間前までに代議員に発しなければならない。

（代議員会議長及び副議長の選定）

第 21 条 代議員会に、議長及び副議長各1人を置く。

- 2 議長及び副議長は、代議員会において、代議員の中から選定する。

- 3 議長及び副議長の任期は、それぞれの代議員としての任期による。

（議長及び副議長の職務）

第 22 条 代議員会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

（議長又は副議長の後任者の選定）

第 23 条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選定しなければならない。

（代議員会の任務）

第 24 条 代議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 決算に関する事項
- (2) 会費及び負担金の賦課徴収及び減免に関する事項
- (3) 代議員の資格の喪失
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 会長及び副会長の選定及び解職
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) 定款の変更に関する事項
- (8) 本会の解散に関する事項
- (9) 理事会が付議した事項
- (10) 日本医師会代議員及び予備代議員の選出
- (11) 裁定委員の選任及び解任
- (12) その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 代議員会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。

- (1) 第65条第2項に定める事業計画書、収支予算書等
- (2) 第66条第2項に定める事業報告
- (3) その他必要な会務報告

（代議員会の定足数及び決議）

第 25 条 代議員会は、代議員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

- 2 代議員会の議事は、出席代議員の過半数でこれを決する。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総代議員数の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 代議員資格の喪失

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項
(役員時代の代議員会出席)

第 26 条 役員は、代議員会に出席して、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が代議員会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより代議員の共同の利益を著しく害する場合、その他正当な理由がある場合として一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合には、この限りでない。

(会議規則)

第 27 条 代議員会の議事等に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。

第5章 役員等

(役員)

第 28 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 18人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

3 会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。

4 業務執行理事は、理事会の決議により、分担して業務を執行する。

5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の職務を代行する。

6 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故があるときは、業務執行理事は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の職務（本会を代表するものを除く。）を代行する。

(監事の職務)

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 31 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。

2 理事又は監事は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員選任)

第 32 条 理事及び監事は、本定款の定めるところにより、本会会員の中から、代議員会の決議によって選任する。

2 前項の規定に基づく理事の選任は、役職（会長、副会長、理事及び地区選出理事（別に定める5つの地区からそれぞれ1名選出する理事をいう。))毎に分けて行う。

3 前項の選任は、得票数の多い順に、定款で定められた当該役職毎の員数に達するまでの得票を得たことを条件とする代議員会の決議をもって行う。

4 前2項の規定に基づく理事の選任において、当選人の数が代議員会の決議要件を欠くために当該役職の員数に達しないときは、当選人を除く候補者のうち、得票数の多い順に、員数に不足する数に1

名を加えた数の候補者をもって、再度、前2項の規定に基づく理事の選任を行う。なお、再度の候補者を定めるにあたり、得票数が最も少ない候補者の得票数が同じであるときは、いずれも候補者とする。

5 第1項の規定に基づく監事の選任は、前2項の規定に準じて行う。

(会長、副会長の選定等)

第33条 会長及び副会長は、本定款の定めるところにより、代議員会の決議によって選定及び解職する。

2 前項の規定に基づく会長及び副会長の選定においては、前条の規定に基づき選任された理事をもってそれぞれの候補者とする。

(役員の補欠の選任)

第34条 理事又は監事が任期途中で退任し、又は解任されたときは、なるべくすみやかに、補欠の選任を行うものとする。

2 前項により選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の子族等割合の制限)

第35条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。

2 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(保有株式等に係る議決権行使の制限)

第36条 本会が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(役員の子任)

第37条 代議員会は、理事及び監事を決議によって解任することができる。

(役員の子酬)

第38条 理事及び監事に対して、代議員会において定める総額範囲内、代議員会において別に定める報酬等の支給基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の子任免除)

第39条 理事又は監事は、その任務を怠つたときは、本会に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事又は監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、同法第114条第1項の規定により、任務を怠つたことによる理事又は監事(理事又は監事であつた者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によつて免除することができる。

(顧問及び相談役)

第40条 本会に2人以内の顧問及び2人以内の相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、代議員会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役の任期は、会長の任期による。

4 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

(1) 顧問は、会長の相談に応じるとともに理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

(2) 相談役は、専門的事項に関して会長の相談に応じる。

第6章 理事会

(理事会)

第41条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。

3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 6 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(理事会の任務)

第 42 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
 - (6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。
(理事会への出席)

第 43 条 代議員会の議長及び副議長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 社会保障部

(設置)

第 45 条 本会に社会保障部を置く。

(目的等)

第 46 条 社会保障部は、社会保障制度に関する普及啓発及び社会保険医療等の円滑な運営を図ることを目的とする。

- 2 社会保障部は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 社会保障制度に関する普及啓発を行うこと
 - (2) 社会保険医療等の適正な運営を図ること
 - (3) 社会保険医療等に関する会員の疑義に対し、適切な助言を行うこと

(定数等)

第 47 条 社会保障部に部長、副部長、部員（以下「社会保障部部員等」という。）を置く。

- 2 社会保障部部員等の定数は次のとおりとする。
- (1) 部長 1人
 - (2) 副部長 1人
 - (3) 部員 若干人
- 3 社会保障部部員等は、会長が理事会の承認を得て任命する。ただし、部長は、理事をもって充てる。なお、会長は、代議員会に候補者の推薦を依頼することができる。
- 4 社会保障部部員等は、次の職務を行う。
- (1) 部長は、会長の指示に基づく部務を総理する。
 - (2) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、臨時にその職務を行う。
 - (3) 部員は、部務を処理する。
- 5 社会保障部部員等の任期は、第31条第1項（役員任期）の規定を準用する。
- 6 任期の満了又は辞任により退任した社会保障部部員等は、後任者が選任されるまでは、引き続きそ

の職務を行うものとする。

7 社会保障部部員等に欠員を生じた場合においては、第34条（役員の補欠の選任）の規定を準用する。
（社会保障部規則）

第 48 条 社会保障部の運営等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第8章 福祉部

（設置）

第 49 条 本会に福祉部を置く。

（目的等）

第 50 条 福祉部は、相互扶助の精神に基づき、会員の福祉増進と医業経営の安定を図るとともに地域住民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 福祉部は、次に掲げる業務を行う。

(1) 会員の福祉増進と医業経営の安定に関すること

(2) 会員の災害支援に関すること

(3) 地域住民の健康増進に関すること

（定数等）

第 51 条 福祉部に部長、副部長、部員（以下「福祉部部員等」という。）を置く。

2 福祉部部員等の定数は次のとおりとする。

(1) 部長 1人

(2) 副部長 1人

(3) 部員 若干人

3 福祉部部員等は、理事会の決議を経て会長が任命する。

4 福祉部部員等は、次の職務を行う。

(1) 部長は、会長の指示に基づく部務を総理する。

(2) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、臨時にその職務を行う。

(3) 部員は、部務を処理する。

5 福祉部部員等の任期は、第31条第1項（役員の任期）の規定を準用する。

6 任期の満了又は辞任により退任した福祉部部員等は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

7 福祉部部員等に欠員を生じた場合においては、第34条（役員の補欠の選任）の規定を準用する。

（福祉部規則）

第 52 条 福祉部の運営等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第9章 裁定委員会

（裁定委員会の設置及び組織）

第 53 条 本会に、裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、8人以上11人以内の裁定委員をもって組織する。

（裁定委員の選任）

第 54 条 裁定委員は、本会会員の中から、代議員会において選任する。

（裁定委員の任期）

第 55 条 裁定委員の任期は、第31条第1項（役員の任期）の規定を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

3 裁定委員に欠員を生じた場合においては、第34条（役員の補欠の選任）の規定を準用する。

（裁定委員の兼任の禁止）

第 56 条 裁定委員は、本会の役員、代議員（予備代議員を含む。）及び社会保障部部員等並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

（身分に関する裁定）

第 57 条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その裁定を行う。

- (1) 第7条第4項（除名者の再入会）の規定による会員の再入会に関する事項
 - (2) 第13条第1項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項
 - (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項
- 2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して弁明の機会を与えなければならない。
（紛議に関する調停）

第58条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その調停を行う。

- (1) 会員相互間その他の紛議に関する事項
 - (2) 医師会相互間の紛議に関する事項
- 2 前項第1号の場合においては、会員の所属する郡市等医師会の意見を聞かなければならない。
- 3 第1項第2号の場合においては、当該医師会から調停を依頼された場合に限るものとする。
（裁定委員会規則）

第59条 裁定委員会に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て別に定める。

第10章 委員会

（委員会の設置）

- 第60条 会長又は代議員会は、特に必要があると認める場合には委員会を設置することができる。
- 2 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。ただし、代議員会が設置する委員会に関しては、代議員会の決議を経て別に定める。

第11章 団体契約及び意見表明

（団体契約）

第61条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

（行政庁等に対する意見表明）

第62条 本会は、第3条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。

第12章 資産及び会計

（本会の経費）

第63条 本会の経費は、会費、負担金、賛助金、寄附金及びその他の収入金をもって充てる。
（事業年度）

第64条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第65条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を受けた後、代議員会に報告するものとする。

3 第1項の書類は、当該事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出するものとし、かつ、当該事業年度が終了するまでの間主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第66条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定例代議員会にその内容を報告し、第

- 3号、第4号及び第6号の書類については、定例代議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項各号及び前項各号の書類並びに代議員名簿は、当該事業年度経過後、3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 5 貸借対照表は、定例代議員会終了後遅滞なく、公告しなければならない。
(剰余金の分配の禁止)
- 第67条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。
(財産の管理)
- 第68条 本会の財産は、会長が管理する。
(会計規則)
- 第69条 会計に関し必要な事項は、別に定める。
(公益目的取得財産残額の算定)
- 第70条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第66条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第13章 事務局

(事務局)

- 第71条 本会に、事務局を置く。
- 2 本会に、理事会の決議を経て、事務局長を置く。
- 3 本会の事務局の職制に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第14章 雑則

(公益目的取得財産残額の贈与)

- 第72条 本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、代議員会の決議を経て、これに相当する額の財産を1箇月以内に国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第73条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は代議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に該当する公益法人等に贈与するものとする。

(施行規則)

- 第74条 定款の施行に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。

(公告)

- 第75条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委任)

- 第76条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認

定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。

（代議員及び予備代議員に関する経過措置）

2 この定款施行の際、現に代議員及び予備代議員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、郡市等医師会において、それぞれ選出されたものとみなす。また、改正後の定款の規定に基づき新たに選出される代議員及び予備代議員の任期は、定款第15条第1項の規定にかかわらず、選出の日から平成27年3月31日までとする。

（会長等に関する措置）

3 この法人の最初の会長は丹羽國泰、副会長は清水信義、山崎善久、業務執行理事は糸島達也、田中茂人、中島豊爾、道明道弘、中村淳一、木村丹、國富泰二、岡部史朗、松山正春、神崎寛子、江澤和彦、土井基之、山本和秀、山本博道、佐能量雄とする。

（役員任期に関する措置）

4 平成24年度に関する定例代議員会において選任される役員任期は、第31条第1項の規定にかかわらず理事にあっては選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとし、監事にあっては選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。

（顧問及び相談役に関する経過措置）

5 この定款施行の際、現に顧問及び相談役の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、それぞれ委嘱されたものとみなす。

（社会保障部部員等に関する経過措置）

6 この定款施行の際、現に社会保障部部員等の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、社会保障部部員等に任命されたものとみなす。

（社会保障部部員等任期に関する措置）

7 平成24年度に関する定例代議員会において選任される会長から任命される社会保障部部員等の任期は、第47条第5項の規定にかかわらず選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。

（福祉部部員等に関する経過措置）

8 この定款施行の際、現に福祉部部員等の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、福祉部部員等に任命されたものとみなす。

（福祉部部員等任期に関する措置）

9 平成24年度に関する定例代議員会において選任される会長から任命される福祉部部員等の任期は、第51条第5項の規定にかかわらず選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。

（裁定委員に関する経過措置）

10 第53条第2項の規定にかかわらず、この定款の施行の日から平成24年度に関する定例代議員会終結の時までの間、同項中「8人以上11人以内」とあるのは「12人」と読み替える。なお、この定款施行の際、現に裁定委員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき選任されたものとみなす。

（裁定委員任期に関する措置）

11 平成24年度に関する定例代議員会において選任される裁定委員の任期は、第55条第1項の規定にかかわらず選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。

（委員会委員に関する経過措置）

12 この定款施行の際、現に委員会委員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。

（職員に関する経過措置）

13 この定款施行の際、現に本会の職員で在る者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

（計算書類の作成等に関する経過措置）

14 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったとき

は、第64条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、令和2年1月25日から施行する。

岡山県医師会定款施行規則

(令和2年1月25日施行)

岡山県医師会定款施行規則

目次

- 第 1 章 会員及び会費（第 1 条－第 8 条）
- 第 2 章 代議員、予備代議員及び代議員会等（第 9 条－第 15 条）
- 第 3 章 議長及び副議長の選挙等（第 16 条・第 17 条）
- 第 4 章 役員等及び日本医師会代議員等の選挙（第 18 条－第 41 条）
- 第 5 章 役員及び医師会長協議会（第 42 条－第 44 条）
- 第 6 章 社会保障部（第 45 条－第 47 条）
- 第 7 章 福祉部（第 48 条）
- 第 8 章 雑則（第 49 条）

別表

附則

第 1 章 会員及び会費

（入会申込書、退会届出書及び異動報告書）

第 1 条 定款第 7 条の規定に基づく会員の入会申込書、退会届出書及び異動報告書の様式は、理事会が定める。

（入会年月日）

第 2 条 本会への入会については、郡市等医師会へ入会し、同医師会を經由し本会に送付された入会申込書に記載してある同医師会承認年月日をもって、本会の入会年月日とする。

（異動年月日）

第 3 条 届出事項に異動を生じたときは、所属の郡市等医師会に異動の手続きをし、同会を經由して本会に送付された異動届出書に記載してある異動年月日をもって、本会の異動年月日とする。

（退会年月日）

第 4 条 本会からの退会については、所属の郡市等医師会に退会の手続きをし、同会を經由して本会に送付された退会届出書に記載してある退会年月日をもって、本会の退会年月日とする。

（会員の報告、発表及び意見の具申）

第 5 条 定款第 11 条の規定による本会への報告又は意見の具申があったときは、会長は、これを理事会にはかって処理するものとする。

（会費未納者に対する処分）

第 6 条 会長は、会員が三期分もしくは三期分を越える会費の納入を怠り、かつ、本会からの督促にも応じないときは、当該会員に対して定款第 13 条第 1 項の規定に基づく処分をすることができる。

（停止される権利の種別）

第 7 条 定款第 13 条第 1 項の規定により停止される権利の種別は、次のとおりとする。

(1) 会議への出席停止

(2) 会議における議決権（選挙権を含む。）の停止、ただし、代議員については、代議員会における解散の事項に関する議決権を除く

(3) 会議における発言の停止

(4) 本会行事への参加の停止

（負担金及び寄附金）

第 8 条 定款第 9 条第 2 項の規定による負担金（岡山県医師会会費・入会金徴収規程に基づく入会金を除く。）の額及びその徴収方法については、必要に応じその都度、代議員会の決議を経て定める。

2 会長は、必要があると認めるときは、寄附金の額及び納入方法等必要な事項について代議員会の決議を経て、会員に対し寄附金を求めることができる。

第 2 章 代議員、予備代議員及び代議員会等

(会員数)

第 9 条 本会の代議員の定数の基準となる会員数は、代議員選出日に近接する12月1日現在において当該郡市等医師会に在籍している本会の会員数によるものとする。

(代議員定数の変更)

第 10 条 本会の代議員の選出後に、当該郡市等医師会において、その代議員定数を変更すべき数の会員数の異動があっても、次の改選期までは、その代議員定数は変更しない。

(予備代議員の定数)

第 11 条 各郡市等医師会の予備代議員の定数は、各郡市等医師会において定める。

(代議員及び予備代議員の選出の委託)

第 12 条 定款第16条及び第18条の規定に基づく本会の代議員及び予備代議員の選出は、郡市等医師会に委託して行う。

2 会長は、前項の委託に関する状況の報告を、いつでも郡市等医師会会長に求めることができる。

3 第1項の選出が本章の定めるところにより適正に行われるよう、会長は必要と思料する処置の実施を、いつでも郡市等医師会会長に対して、求めることができる。

4 郡市等医師会において本会の代議員及び予備代議員の選出が行われたときは、その代議員及び予備代議員の氏名、生年月日、住所及び略歴を、おそくとも3月10日までに、補欠の選出の場合にはその都度、本会に報告するものとする。

(代議員及び予備代議員の辞任)

第 13 条 代議員会の議長（以下「議長」という。）が辞任しようとするときは、代議員会の副議長（以下「副議長」という。）に辞表を提出しなければならない。

2 代議員（議長を除く。）及び予備代議員が辞任しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

(区域)

第 14 条 代議員会の円滑な運営を図るため、県域を5の区域に区分し、当該区域を単位として代議員会の運営を行うものとする。

2 前項の区域は、別表の通りとする。

(議事運営協議会)

第 15 条 代議員会の議事の順序等、代議員会の円滑な運営に必要な事項を協議するため、議事運営協議会を設置する。

2 前項の議事運営協議会は、協議員5人をもって組織し、協議員は、前条第2項別表に定める各区域から選出された代議員（議長及び副議長を除く。）とする。

3 協議員の任期は、それぞれの代議員としての任期による。

4 協議員に欠員を生じたときには、直ちに補充しなければならない。

5 議長は、代議員会の会期中あるいは閉会中を問わず何時でも議事運営協議会を開くことができる。

6 副議長は、議事運営協議会に出席して意見を述べることができる。

第3章 議長及び副議長の選挙等

(仮議長)

第 16 条 代議員会の議長及び副議長がともに欠けたときは、代議員会において、代議員の年長者の中から仮議長を選定し、議長の職務を行わせる。

(代議員会の議長及び副議長の選定)

第 17 条 代議員会の議長及び副議長の選定は、所定の投票用紙による無記名投票とする。

2 代議員会の議長もしくは副議長の候補者になろうとする者は、代議員会が開会されるまでに、文書でその旨を議事運営協議会に届け出なければならない。

3 第1項の選定に関しては、定款第32条3項及び第4項の規定並びに第33条の規定を準用する。

4 第1項の規定にかかわらず、候補者の数が各1人を超えないときは、他の方法によることができる。

第4章 役員等及び日本医師会代議員等の選挙

(選挙に関する規定)

第 18 条 定款第32条第1項、定款第34条の規定に基づく役員及び裁定委員（以下本章において「役員等」という。）の選任並びに本会から選出する日本医師会の代議員及び予備代議員（以下本章において「日本医師会代議員等」という。）に関する選挙については、特別の定めのあるものを除くほか、本章の定めるところによる。

（選挙の事務）

第 19 条 選挙に関する事務は、第16条、第17条第1項、第20条及び第21条に定めるものを除き、選挙管理委員会が管理する。

2 前項の選挙管理委員会は、第14条第2項別表に定める各区域から選出された5人の代議員（議長及び副議長を除く。）をもって組織し、委員長は、委員の互選による。

3 委員の任期は、代議員としての任期による。

4 委員に欠員を生じたときには、直ちに補充しなければならない。

（選挙期日の告示）

第 20 条 会長は、選挙の期日を、少なくとも2週間前までに告示するとともに、これを代議員に通知しなければならない。

（投票及び開票等の管理）

第 21 条 投票及び開票に関する事務は、議長が管理する。

（立候補届出）

第 22 条 役員等の候補者もしくは日本医師会代議員等の候補者になろうとする者は、その選挙の期日前7日までに、文書でその旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 定款第32条第2項に規定する5つの地区選出理事の候補者になろうとする者は、所属する地区の郡市医師会長のうち2名以上からの推薦を受けなければならない。

3 前項の届出は、12月28日から翌年1月3日まで及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

（候補者の推薦）

第 23 条 各選挙において、会員が他の会員を候補者にしようとするときは、本人の承諾を得て、前条に定める期間内に、文書でその推薦の届出をすることができる。

なお、地区選出理事の候補者として推薦しようとする場合は、上記の他、当該推薦しようとする者の所属する地区の郡市医師会長のうち2名以上が推薦しなければならない。

（役員選任等の議案提出）

第 24 条 理事会は、前2条の規定に基づく役員候補者等につき選任の議案を代議員会に提出する。

（経歴表）

第 25 条 第22条及び第23条の規定による立候補届出及び推薦届出には、候補者の経歴表を添付しなければならない。

2 前項の経歴表には、候補者の所信を記載することができる。

（候補者の辞退及び推薦の取り下げ）

第 26 条 候補者は、当該選任の決議が行われるまでに文書で選挙管理委員会に届け出て、その候補者たることを辞することができる。

2 推薦者は、候補者の承諾を得て、前項の例により、その推薦届出を取り下げることができる。

（届出書等の様式）

第 27 条 立候補届出書、推薦届出書、承諾書、経歴表、候補者辞退届出書及び候補者推薦取下届出書の様式は、選挙管理委員会が定める。

（候補者一覧表の作成及び送付）

第 28 条 選挙管理委員会は、第22条に規定する届出期限後に候補者一覧表を作成し、すみやかにこれを代議員に送付しなければならない。

2 前項の一覧表における候補者の氏名を記載する順序は、選挙管理委員会がくじで定める。

（候補者の氏名の掲示）

第 29 条 選挙管理委員会は、選挙の当日、投票所内に候補者の氏名を掲示しなければならない。

2 前項の候補者の氏名の掲示の順序は、前条第2項に規定する順序による。

3 第26条の規定による候補の辞退があった場合においては、氏名掲示の中から、当該候補者の氏名を抹消する。

(選挙の方法)

第 30 条 役員等並びに日本医師会代議員等の選挙は、投票によって行う。ただし、候補者の数がその定数を超えないときは、投票によらないことができる。

(投票用紙)

第 31 条 投票用紙の様式は、選挙管理委員会が定める。

(投票の方法)

第 32 条 投票の方法は、選挙すべき役職の員数に応じ、単記投票又は連記投票によるものとし、候補者氏名の上の枠内に○の記号を記載して行う。

2 投票は、無記名投票とする。

(無効投票)

第 33 条 次の投票は、無効とする。

(1) 正規の投票用紙を用いないもの

(2) 候補者の何びとに投票したかを確認し難いもの(ただし、候補者の何びとに投票したかを確認できる記載と確認し難い記載が混在する場合には、何びとに投票したかが確認できる記載のみを有効投票として扱う。)

(3) 定められた数を超えて候補者に投票したもの

(選任当日の補欠の選挙)

第 34 条 候補者が定数に達しないときは、代議員会の決議によって、当該選任の当日においても、補欠の選挙を行うことができる。この場合においては、第20条、第22条及び第23条(期間に関する部分の規定)、第28条及び第29条第2項の規定は適用しない。

(当選人)

第 35 条 当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、議長がくじで定める。

(当選人決定の報告)

第 36 条 当選人が決定したときは、議長は、すみやかに当選人の氏名及び得票数、その選任における各候補者の得票数その他必要な事項を、その代議員会に報告しなければならない。

(当選証書の交付)

第 37 条 選挙管理委員会は、当選人に対して当選証書を交付する。

(当選人が欠けた場合)

第 38 条 当選人が決定した日から3カ月以内に限り、当選人が当選を受諾しないときは、有効投票の過半数の得票を得た候補者で得票数が上位の者を順次繰り上げて当選人とする。

(選挙の疑義)

第 39 条 選挙に関する疑義は、選挙管理委員会において協議し、議長が代議員会にはかって決定する。

(選挙運動における遵守事項)

第 40 条 候補者及びその他の会員は、選挙に関し、他人の名誉を傷つけあるいは会員としての品位を損なうような運動をし、または会員以外の者にこれをさせてはならない。

(地位利用による選挙運動の禁止等)

第 41 条 選挙管理委員会委員及び事務局職員はその職務の執行を怠り、又は特定の候補者もしくはその関係者を支持するがごとき言動を行い、又はその職権を濫用して選挙の自由を妨害することがあってはならない。

第5章 役員及び医師会長協議会

(役員 の 辞任)

第 42 条 会長が辞任しようとするときは、副会長に辞表を提出しなければならない。

2 理事(会長を除く。)及び監事が辞任しようとするときは、会長に辞表を提出しなければならない。

(理事の出席)

第 43 条 理事は、本会の各種の会議に出席して意見を述べることができる。

2 前項の会議に出席しようとする理事は、当該会議の責任者に対し、あらかじめ出席の通告をしなければならない。

(医師会長協議会)

第 44 条 会長は、必要があると認めるときは、郡市等医師会長を招致して、特定の案件について協議をし、又は意見を聴取することができる。

2 前項の会議を郡市等医師会長協議会という。

第 6 章 社会保障部

(運営)

第 45 条 社会保障部の任務、運営等に関し必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

(地区委員)

第 46 条 社会保障部に地区委員を置く。

2 地区委員の定数は、各郡市等医師会に各 1 人とし、各郡市等医師会の推薦により会長が委嘱する。

(合同会議)

第 47 条 部員及び地区委員は、原則として毎月 1 回合同の会議を開き、情報の交換、研修及び活動方針等に関する協議を行うものとする。

第 7 章 福祉部

(運営)

第 48 条 福祉部の任務、運営等に関し必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

第 8 章 雑則

(規則の変更)

第 49 条 この規則は、代議員会の決議を経なければ、変更することができない。

別表

1 備前地区 (ブロック)

玉野市医師会、御津医師会、赤磐医師会、和気医師会、邑久医師会、北児島医師会

2 備中地区 (ブロック)

笠岡医師会、井原医師会、吉備医師会、高梁医師会、新見医師会、浅口医師会

3 美作地区 (ブロック)

津山市医師会、真庭市医師会、苫田郡医師会、勝田郡医師会、美作市医師会、久米郡医師会

4 岡山地区 (ブロック)

岡山市医師会、西大寺医師会、都窪医師会、岡山大学医師会

5 倉敷地区 (ブロック)

倉敷医師会、児島医師会、玉島医師会

附 則

(施行期日)

1 この定款施行規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。

(議事運営協議会協議員に関する経過措置)

2 この定款施行規則施行の際、議事運営協議会協議員の職にある者は、改正後の定款施行規則の規定に基づき選任されたものとみなす。

(選挙管理委員会委員に関する経過措置)

3 この定款施行規則施行の際、選挙管理委員会委員の職にある者は、改正後の定款施行規則の規定に基づき選任されたものとみなす。

附 則

この規則は、令和 2 年 1 月 25 日から施行する。

